



令和6年3月4日
午後7時30分

住民税均等割のみ課税世帯に10万円、均等割のみ課税世帯および非課税世帯が扶養する子ども1人当たり5万円を給付します

市は、物価高騰による負担感が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、下記のとおり給付金を支給します（支給は1回限りです）。

記

1 対象世帯

(1) 10万円の給付対象となる世帯

次のアまたはイの世帯です。

ア 令和5年12月1日（金）時点において一関市に住所があり、令和5年度の住民税が均等割のみ課税されている人のみの世帯

イ 令和5年12月1日（金）時点において一関市に住所があり、令和5年度の住民税が均等割のみ課税されている人と非課税の人のみからなる世帯

※ 令和5年度の住民税が非課税の世帯および世帯全員が住民税均等割課税者の扶養になっている世帯は対象外です

(2) 子ども1人当たり5万円の加算給付の対象となる世帯

平成17年4月2日以降に生まれた子どもを扶養している世帯で、次のアまたはイに該当する世帯です。

ア 令和5年12月1日（金）時点で一関市に住所があり、住民税非課税世帯を対象として令和5年8月以降に支給した給付金（3万円または7万7千円）を受け取った世帯

※ 家計急変世帯として給付金を受け取った世帯、修正申告・転居などにより令和5年度の住民税が課税される人がいる世帯や世帯全員が住民税均等割課税者の扶養になっている世帯は対象外です

イ 令和5年度住民税が均等割のみ課税されている者のみの世帯

※ 世帯全員が住民税均等割課税者の扶養になっている世帯は対象外です

2 支給額

- ・ 住民税均等割のみ課税世帯

10万円

※ 3万円または7万7千円を家計急変世帯として受け取っている場合は10万円との差額の給付となり、両方を受け取っている場合は10万円の給付はありません

- ・ 子ども加算給付

子ども1人当たり5万円

3 手続きの方法

該当する可能性のある世帯（下記のア、イの世帯）に対しては、市から3月上旬頃にお知らせを送付します。

(1) 給付通知書が届いた世帯

記載内容を確認し、修正がなければ手続き不要です。記載された口座に3月下旬に振り込む予定です。

給付金の受け取りを辞退、受取口座の変更を希望する場合や記載内容に修正が必要な場合のみ、3月15日（金）までに市役所に電話で連絡してください。

(2) 確認書が届いた世帯

内容を確認し、同封の記入例を参考に必要事項を記入して市に提出してください。

提出された確認書を受領後、内容を審査の上、概ね1カ月程度で指定の口座に振り込みます。

なお、給付対象となる世帯であっても、令和5年1月2日（月）以降に転入した人がいる世帯、未申告者がいる世帯や12月2日（土）以降に生まれた子どもがいる世帯など、市

からお知らせが届かない世帯があります。その場合は、世帯主が世帯員全員の所得の状況などを確認し、申請する必要があります。

4 申請期限

5月31日（金）まで（必着）

※ 詳しくはホームページで確認してください



問い合わせ先 〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
一関市 新型コロナ・物価高騰対策本部 生活支援班
長寿社会課 課長補佐兼福祉企画係長 伊藤 歩
主任主事 阿部 仁史
電話：(0191)21-8730 (ダイヤル)
FAX：(0191)21-4150
メールアドレス：choju@city.ichinoseki.iwate.jp